第4章

基本目標実現のための取組

第4章 基本目標実現のための取組

基本目標A 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進

取組方針	施策
	(1)環境意識の醸成
A - 1 環境にやさしいライフスタイル への転換	- (2)環境情報の発信
	━ (3)次代を担う人材の育成
	(1) 自治会・町会、団体等に向けた取組支援
A - 2 区民等・事業者・行政の連携強化	- (2) 産業分野への取組支援
	- (3) 主体間連携の推進
A - 3 活動意欲の創造	(1)活動意欲や企業価値の向上

基本目標B 気候変動緩和策の推進

取組方針	施策
	(1) 区民の行動変容の促進(区民運動「おおたクールアクション」)
B−1 脱炭素ライフスタイルへの転換	(2) 事業者の行動変容の促進(おおたクールアクション推進連絡会)
	(3)3R+Renewableの推進(後掲)
	(1) 建築物の脱炭素化の促進
B − 2 脱炭素まちづくりの推進	(2) 移動手段の脱炭素化の促進
	(3) 再生可能エネルギーの導入拡大
	(1)大田区役所エコオフィス推進プランの推進
B-3 区役所による率先行動	(2)公共施設の脱炭素化の促進
	(3) 庁有車から排出される温室効果ガスの削減

基本目標C自然共生社会の構築

取組方針	施策
C — 1	(1)緑の普及啓発
まちを彩り心を潤す緑事業	(2) 緑の育成・保護
C - 2 水と緑のネットワークの構築	(1) 緑の基盤づくり
	(2) 水の環境軸の形成
	(1) 生物多様性の理解促進
C – 3	(2) 自然・生物調査
生物多様性の保全・再生	(3) 特定外来生物の防除
	(4)生き物の生育・生息空間づくり

基本目標D 快適で安全な暮らしの実現

取組方針	施策
	(1)歩きたばこ・路上喫煙対策
D - 1 美しい都市環境の創造	(2) 地域美化活動の推進
	(3)景観計画の推進
	(1) 騒音・振動調査
D 一 2 環境保全対策	(2) 大気環境の保全対策
	(3) 水環境の保全対策

基本目標 Ε 循環型社会の構築

取組方針	施策
	(1)ごみ減量・3R推進のPRの充実
	(2)リサイクル活動等の推進
E-1 3R+Renewableの推進	(3)廃プラスチックに関する取組
	(4)食品ロスの削減
	(5)資源循環学習教室等の実施
	(1) 有用金属の再資源化
E−2 さらなるごみの適正処理推進	(2)徹底した分別によるリサイクルの推進
	(3)事業者に対する指導強化

基本目標A 環境課題の解決に向けたパートナーシップの推進

現状と課題、今後の方向性

大田区が目指す環境像「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市」を実現するためには、区民・事業者・団体・区などのあらゆる主体が環境分野が抱える課題を共有し、解決に向けて「ともに行動する」ことが必要です。また、基本目標BからEに掲げる「気候変動緩和策の推進」、「自然共生社会の構築」、「快適で安全な暮らしの実現」、「循環型社会の構築」を実現するためには、分野横断的かつ総合的に取組を推進していくことが重要です。

そのため、基本目標Aが掲げる「パートナーシップ」を「ともに行動する」ことと定義します。 近年、環境課題として世界的にその対策が急務であると言われている地球温暖化や食品ロス *、海洋プラスチック*などの課題を解決するためには、区民一人ひとりが環境にやさしいライ フスタイルに転換するとともに、産業分野においても自らの活動から発生する環境負荷を可能 な限り低減していくことが求められています。

区は、より良い未来を次世代に継承するために、多くの区民等が環境課題解決に向けて具体的な行動を起こす契機となるべく、積極的な情報発信や学習機会の充実に取り組みます。さらに、各主体が保有する知識や情報、技術などを共有し、「ともに行動する」ための仕組みの強化を図り、大田区が抱える環境課題の同時解決を目指します。

1 進捗管理指標 <基本目標AとSDGsの関係>

【メインゴール】	【大田区環境版ローカ	【副次的に貢献する SDGs】 (サブゴール)		
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	みんなの知恵と行動でより良い ごう。	9 are	11 39777E	
進	進捗管理指標A基準			目標年度
	令和2年度		令和6年度	

	進抄官埋指標A	基準年度	日標年度
		令和2年度	令和6年度
1	子ども向け環境学習(出前授業)の実施回数	10 回	40 回
	 区民・事業者・団体への活動支援件数	令和2年度	令和6年度
2	(後援・共催、講師派遣等)	8件	18 件
	主体間連携による取組に賛同した団体・事業	令和2年度	令和6年度
3	者数(おおたクールアクション*賛同団体数、 食べきり応援団*登録事業者数等)	128 団体	252 団体
	環境保全技術分野の新製品・新技術コンクー	令和2年度	令和6年度
4	ル受賞数	1件	2件

	区の助成事業を活用し環境負荷の低減に取	令和2年度	令和6年度		
⑤	り組んだ企業数	5 件	15 件		
	(ものづくり企業立地継続補助金等)	O 1 T	(累計値)		

2 取組方針と施策

取組方針	施策
A — 1	(1)環境意識の醸成
環境にやさしいライフスタ	(2)環境情報の発信
イルへの転換	(3)次代を担う人材の育成
A-2	(1) 自治会・町会、団体等に向けた取組支援
区民等・事業者・行政の連	(2)産業分野への取組支援
携強化	(3)主体間連携の推進
A-3	(1)活動意欲や企業価値の向上
活動意欲の創造	

A−1 環境にやさしいライフスタイルへの転換

環境分野が抱える様々な課題は既に私たちの身近な日常に影響を及ぼしており、早急な対策が求められています。自ら安全で快適な暮らしを守り、より良い地球環境を未来に継承していくためには、区民一人ひとりが環境を意識したライフスタイルに転換していくことが不可欠です。

区は、多様化・複雑化する環境課題の解決と保全を目指し、環境意識の醸成、環境情報の発信、次代を担う人材の育成の3つの視点を柱に取組を推進し、「ともに行動する」人づくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により外出制限や大人数でのイベントの自粛などの制約が続く状況下においても、このような取組を停滞させないために、効果的・効率的な事業展開に向けて、ホームページやSNS、オンラインツール等も有効活用しながら環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進していきます。

本項目は基本目標Bから基本目標Eまでの全ての目標に関係することから、各目標の取組方 針が一目で理解できるよう、次頁において体系図を整理して示しています。

(1) 環境意識の醸成

イベントやセミナー等の開催を通じて環境課題を共有し、具体的な解決策を提示することで、 環境を意識したライフスタイルへの転換を促します。

事業イメージ

①環境月間事業 ②地球温暖化防止講演会(アンバサダー) ③CSRを活用した施設見学会(そらエコ、バス 見学会) ④エコライフ講習会 ⑤エコレシピコンクール ⑥食ロス削減実践講座 ⑦フードドライブ

⑧各種イベントへの出展

(2)環境情報の発信

区ホームページ、SNSなどの活用や、リーフレット、情報誌の配布を通じ、環境課題の解決 や保全に必要な情報を発信します。

事業イメージ

- ①SNSやホームページ、各種媒体を通じた環境情報の発信 ②環境啓発コーナーの活用
- ③地球温暖化防止アンバサダー事業 ④ごみ分別アプリ

(3) 次代を担う人材の育成

より良い地球環境を未来に継承していくため、地域全体で次代を担う子どもたちの環境意識 の向上に取り組みます。

- ①エコフェスタワンダーランド ②環境にやさしいポスターコンクール ③こども環境教室(環境清掃部)
- ④環境教育(教育総務部) ⑤伊豆高原、とうぶの学習ガイドの活用

<A-1 「環境にやさしいライフスタイルへの転換」 取組方針の体系図>

A パートナーシップの 推進	B 気候変動緩和策 (地球温暖化対策)		共生社 会 自然)	D 快適で 安全 な 暮らし (美化)	E 循環型社会 (ごみ・リサイクル)		
【A-1】環境にやさしい ライフスタイルへの転換	【B-1】 脱炭素ライフス タイルへの転換	【C-1】まちを彩り 心を潤す緑事業	【C-3】生物多様性 の保全・再生	【D-1】美しい都市環境 の創造	【E-1】3R+Renewable の推進		
(1) 環境意識の醸成 (イベント、満演会)		●セミナーや講演会	、イベント出展等を通	じた行動変容への働きかけ			
	 ●区民の行動変容の 促進 → [B-1-(1)] ●事業者の行動変容の 促進 → [B-1-(2)] 	 緑の普及啓発 → [C-1-(1)] 緑の育成・保護 → [C-1-(2)] 	 生物多様性の理解促進 → [C-3-(1)] 自然・生物調査 → [C-3-(2)] 生物の生息・ 生育空間づくり → [C-3-(4)] 	 歩きたばこ・ 路上喫煙対策 → [D-1-(1)] ・地域美化活動の 推進 → [D-1-(2)] 	 ごみ減量・3R推進のPRの充実 → [E-1-(1)] リサイクル活動等の推進 → [E-1-(2)] ・ 陳プラスチックに関する取組 → [E-1-(3)] ・ 食品ロスの削減 → [E-1-(4)] ・ 資源循環学習教室等の実施 → [E-1-(5)] 		
(2)環境情報の発信 (区HP、SNS、情報誌等)		●区ホームページ	SNSなど、各種媒体	を通じた環境情報発信			
(3)次代を担う 人材の育成		● エコフ	エスタワンダーランド	●環境学習等			

A-2 区民等・事業者・行政の連携強化

様々な環境課題を解決するためには、自治会・町会や NPO 法人、事業者等と区が課題を共有し、具体的な対策を協議しながら「ともに行動する」ことが重要です。

区は、環境課題の解決のための行動変容や地域に根付いた活動に取り組む区民や団体の活動を支援するとともに、その情報を広く区民に発信します。また、産業分野から発生する環境負荷の低減や、環境課題の解決に結びつく事業の創設を支援するとともに、必要な情報を提供します。

(1) 自治会・町会、団体等に向けた取組支援

地域における環境課題の解決に向けた取組や環境保全活動の更なる活性化を目指し、自治会・ 町会や団体等の活動を支援します。

事業イメージ

- ①地域力応援基金助成事業 ②区民活動情報サイト(オーちゃんネット)の運用 ③地域協働研修
- ④NPO・区民活動フォーラム ⑤生涯学習情報紙の発行 ⑥団体等への活動支援 ⑦打ち水支援事業

(2) 産業分野への取組支援

事業者に対して、事業活動に伴う環境負荷の低減や優れた取組の加速化を目的に必要な支援 を行います。

事業イメージ

- ①民間型工場アパートの活用 ②ものづくり工場立地助成 ③ものづくり企業立地継続補助金
- ④各種許認可等取得支援助成金 ⑤区商店街装飾灯設置補助金及び東京都政策課題対応型商店街事業
- ⑥商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 ⑦開発ステップアップ助成・実用化製品化助成
- ⑧海外からの視察及び工場見学 ⑨公衆浴場施設改善助成

(3) 主体間連携の推進

区と事業者等との連携により、環境課題の解決に取り組むためのプラットフォームづくりを 進めます。また、区の環境課題の解決に寄与する取組を実施する事業者と協定を締結し、ともに 行動する体制を整備します。

- ①エコフェスタワンダーランド実行委員会 ②おおたクールアクション推進連絡会*への活動支援
- ③大田区食べきり応援団* ④地産地消型未利用食品マッチング ⑤協定事業者との連携

A-3 活動意欲の創造

環境課題の解決のための行動変容や地域に根付いた環境保全活動を促進するため、優良な取組を行う区民、団体、事業者等を対象にインセンティブを付与します。

(1)活動意欲や企業価値の向上

環境課題の解決に寄与する取組や積極的に地域の環境保全活動に参画する区民、団体、事業 者等を表彰することで、活動意欲や企業価値の向上を図ります。

- ①廃棄物減量及び資源化推進優良事業者の表彰 ②新製品・新技術コンクール
- ③各主体の取組と表彰制度のマッチング

大田区の環境学習ツール

新型コロナウイルス感染症の影響によってリモートワークやイベントのオンライン化といった「新しい生活様式」への転換が進む中、DX(デジタルトランスフォーメーション:デジタル技術を活用して生活を豊かにするための変革)の推進が今後、ますます重要になってきます。

大田区では DX の一環として、それぞれのライフスタイルに適した効果的・効率的な環境学習の機会の提供を目指して、YouTube での動画配信をはじめ、オンラインツールを活用した非接触型の普及啓発ツールの拡充に取り組んでいます。

< 環境学習お役立ち動画(大田区公式 YouTube チャンネル)>

「5分で分かる環境問題」



ホワイトボードアニメーションで 環境問題を分かりやすく解説しています



『5分でわかる! 区民運動「おおたクールアクション」*』



気象予報士の依田司さんが CO₂を減らす 行動についてアドバイスをしてくれます



「初心者でもできる地域の花の育て方! ~18 色の緑づくり(大田区)~」



種まきから寄せ植えの方法まで、初めて 花を育てる方でも楽しめる動画です



「冷蔵庫整理術 〜食品ロス*削減に取り組もう〜」



冷蔵庫の上手な活用術と食品ロス* 削減についての動画です



大田区ホームページでは、動画の他にもリーフレットや副読本、環境にやさしいレシピなど、色々なコンテンツを公開しています。

「環境問題ってなんだろう?」「自分たちにできることはなんだろう?」「区の環境政策が知りたい」 という方はぜひ!!大田区のホームページを覗いてみてください!

【参照先】

☞ 大田区ホームページ > 生活情報 > 住まい・まちなみ・環境 > 環境・地球温暖化対策・公害 > 環境学習

基本目標B 気候変動緩和策の推進

現状と課題、今後の方向性

国連の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*」は、平成 30 年 10 月に「1.5℃特別報告書*」を公表し、『①世界平均気温はすでに約 1.0℃上昇した。②このままでは 2030 年には「パリ協定*」が努力目標とする 1.5℃の気温上昇に到達する。③「パリ協定*」が目標とする 2.0℃を努力目標である 1.5℃に抑えることができれば、気候変動のリスクは大幅に低減する。』と世界に警鐘を鳴らすとともに、早急に気候変動対策を強化・実行するように呼びかけました。

我が国では令和2年10月、成長戦略の柱に「経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力する」として「2050年カーボンニュートラル*社会の実現」を宣言し、12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略*」を策定しました。また、令和3年6月には「地球温暖化対策推進法」を改正し、「パリ協定*」の達成と、「2050年脱炭素社会の実現」を基本理念として法に位置付けました。

東京都においては、国に先立ち令和元年 12 月に 2050 年までに「二酸化炭素排出量実質ゼロに貢献する」として、「ゼロエミッション*東京戦略」を策定し、その取組を強化しています。

大田区においても、区民の安全で快適な暮らしを守り、持続可能なまちづくりを進めていく ことを目的に、本計画の策定に併せて温室効果ガス排出量の削減目標を見直すこととし、「2050 年脱炭素社会の実現」への貢献を目指すとともに、区民等、事業者、区が連携を強化し、地球温 暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

1 大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としての位置付け

本節は、「地球温暖化対策推進法」第 21 条に基づく地方公共団体実行計画に必要な事項を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「本実行計画」という。) に位置付けます。

(1) 本実行計画の基本的事項

① 目的

本実行計画は、大田区の自然的社会的条件を踏まえ、区民等、事業者及び区の各主体が各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進することで、大田区の温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策推進法の基本理念である「2050年までの脱炭素社会の実現」に貢献することを目的とします。

② 期間

本実行計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までの3年間です。

ただし、温室効果ガス削減目標については、国等の目標及び大田区環境基本計画(後期)からの継続性を考慮し、令和12年度(2030年度)の中期的目標及び令和32年度(2050年度)の長期的目標に関して定めます。温室効果ガス*排出量の削減目標の基準となる年度(基準年度)は、平成25年度(2013年度)とします。

③ 対象

本実行計画の対象範囲は、大田区全域とします。

また、脱炭素社会*の構築に向けた取組の対象は、大田区の温室効果ガス排出に関わるあらゆる主体(区民等、事業者及び区)とします。

対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」第2条第3項に定められる以下の7種類のガスとします。

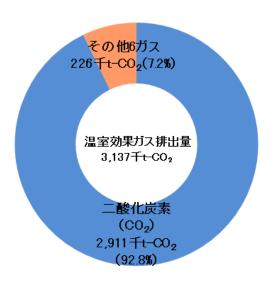
温室効果ガスの種類

	種類	主な排出源			
二酸化炭素(CO ₂)		化石燃料の燃焼等			
	メタン(CH ₄)	廃棄物の燃焼や埋立、下水処理等			
そ	一酸化二窒素(N ₂ O)	燃焼、自動車の走行等			
の	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	スプレー、エアコンの冷媒等			
他 ガ	パーフルオロカーボン類(PFCs)	半導体洗浄等			
ス	六ふっ化硫黄(SF ₆)	電力の絶縁体や半導体洗浄			
	三ふっ化窒素(NF₃)	半導体や液晶基板の洗浄等			

(2) 温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の動向

① 温室効果ガス排出量

平成 30 年度(2018 年度)の温室効果ガス排出量は 3,137 千 $t-CO_2$ です。このうち二酸化炭素(CO_2)排出量は 2,911 千 $t-CO_2$ で、温室効果ガス全体の 92.8%を占めます。



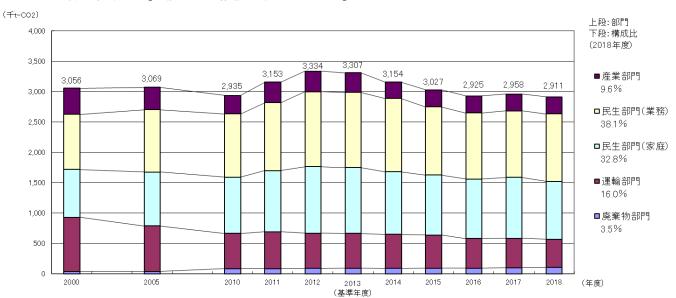
温室効果ガス排出量

資料)(公財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2018年度)」(令和3年3月)

② 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の推移

平成 30 年度(2018 年度)の二酸化炭素(CO_2)排出量は 2,911 千 t– CO_2 であり、その内訳を見ると、民生部門(業務)が 38.1%と最大で、次いで民生部門(家庭) 32.8%、運輸部門 16.0%、産業部門 9.6%、廃棄物部門 3.5%と続きます。

また、基準年度である平成 25 年度 (2013 年度) と比較すると、二酸化炭素 (CO₂) 排出量は 12.0%の減少となります。



二酸化炭素 (CO₂) 排出量の推移 (単位:千t-CO₂)

部門別二酸化炭素排出量の推移(単位:千t-CO₂)

mr 1311—											
部門	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
産業部門	432	367	303	336	339	321	271	283	279	277	280
民生部門(業務)	908	1,027	1,043	1,119	1,232	1,240	1,207	1,120	1,087	1,097	1,110
民生部門(家庭)	785	889	923	1,007	1,095	1,081	1,028	988	979	1,003	954
運輸部門	894	748	582	607	581	573	562	545	488	483	467
廃棄物部門	37	38	83	84	87	92	87	91	92	98	100
計	3,056	3,069	2,935	3,153	3,334	3,307	3,154	3,027	2,925	2,958	2,911

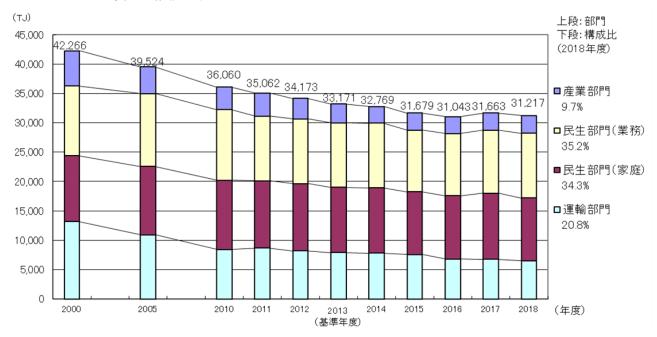
※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。 資料)(公財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2018年度)」(令和3年3月)

③ エネルギー消費量の推移

平成30年度(2018年度)のエネルギー消費量は31,217 TJ*であり、その内訳を見ると、民生部門(業務)が35.2%と最大で、次いで民生部門(家庭)34.3%、運輸部門20.8%、産業部門9.7%と続きます。

基準年度である平成 25 年度 (2013 年度) と比較すると、エネルギー全体で 5.9%の減少となります。

エネルギー消費量の推移(単位:TJ*)



部門別エネルギー消費量(単位:TJ*)

部門	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
産業部門	6,027	4,557	3,821	3,912	3,541	3,187	2,827	2,965	2,902	2,949	3,031
民生部門(業務)	11,860	12,389	12,028	11,058	11,020	10,981	11,014	10,472	10,548	10,719	10,978
民生部門(家庭)	11,230	11,677	11,779	11,422	11,446	11,108	11,136	10,686	10,816	11,271	10,723
運輸部門	13,150	10,901	8,424	8,671	8,166	7,895	7,792	7,555	6,777	6,725	6,486
計	42,266	39,524	36,060	35,062	34,173	33,171	32,769	31,679	31,043	31,663	31,217

[※] 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

資料)(公財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2018年度)」(令和3年3月)

(3) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の増減要因

二酸化炭素(CO₂)排出量の増減は、電気の二酸化炭素(CO₂)排出係数の変動、活動量や単位 当たりのエネルギー消費量の増減といった要因の影響を受けています。

① 二酸化炭素 (CO₂) 排出係数による影響

二酸化炭素 (CO_2) 排出係数とは、エネルギー消費量を二酸化炭素 (CO_2) 排出量に換算するための係数です。

電気の二酸化炭素(CO₂)排出係数は、年度ごとの電源構成によって変動し、二酸化炭素(CO₂)排出量の増減に大きく影響を与えます。

② エネルギー消費量の増減による影響

私たちは日常生活や社会生活の中で電気や都市ガス、LP ガス、灯油などの様々なエネルギーを使用しています。そのエネルギー消費の増減が、二酸化炭素 (CO₂) 排出量に影響を及ぼします。

エネルギー消費由来の二酸化炭素 (CO₂) 排出量については、次の計算式で算定することができます。

<基本式>

二酸化炭素(CO₂)排出量(kg-CO₂)

= エネルギー消費量 × エネルギー源別二酸化炭素(CO₂)排出係数(kg-CO₂)

そのため、二酸化炭素(CO₂)排出量を削減するためには、エネルギー効率の高い設備・機器等の導入や社会活動における省エネルギー対策を徹底し、エネルギー消費量を抑制することと、再生可能エネルギー*の導入拡大を図り、二酸化炭素(CO₂)排出係数を改善していくことが有効です。

2 温室効果ガス排出量の削減目標

令和3年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として定義されたことを踏まえ、大田区の温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

大田区の温室効果ガス排出量のあるべき姿

令和 32 年度(2050年度) までに脱炭素社会*(温室効果ガス排出量実質 0)の実現

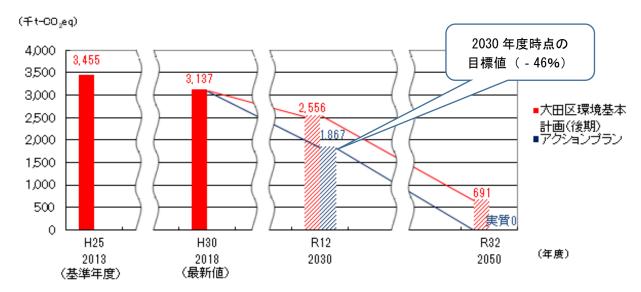
また、国等の目標及び大田区環境基本計画(後期)からの継続性を踏まえ、令和12年度(2030年度)における大田区の温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

大田区の温室効果ガス排出量の削減目標

令和 12 年度(2030 年度) までに平成 25 年度(2013 年度) 比で 46%*の削減

※令和12年度(2030年度)の目標値は、令和32年度(2050年度)のあるべき姿である「脱炭素社会*の実現」から基準年度である平成25年度(2013年度)に向かって逆算して目標を設定する「バックキャスティング手法」により試算

温室効果ガス排出状況の推移イメージ※



※ 現時点で算定可能な温室効果ガス「排出量」の推移イメージであり、脱炭素社会を実現するためには 「排出量」と「吸収量」を考慮して算定する必要があります。

各部門の二酸化炭素 (CO₂) 排出量は、削減目標を踏まえて将来的に次の表のとおり推移していくことが求められています。

部門別二酸化炭素 (CO₂) 排出量削減イメージ (単位: 千 t-CO₂)

部門	2013		2018		2030		2050
産業部門	321		280	7/	173	7/	0
民生部門(業務)	1,240		1,110		670		0
民生部門(家庭)	1,081		954		584		0
運輸部門	573		467		309		0
廃棄物部門	92		100	77	50	7/	0
その他6ガス	148		227		80		0
計	3,455	72	3,137	72	1,867	72	0

資料)(公財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2018年度)」(令和3年3月) ※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

なお、大田区環境基本計画(後期)では「エネルギー消費量の削減目標」を設定していましたが、エネルギー消費量はバックキャスティング手法で算定できない(=電気等のエネルギー使用が将来的にゼロになることはない)ため、本計画では設定しないこととします。

3 進捗管理指標 <基本目標BとSDGsの関係>

【メインゴール】		【大田区環境版口一方	【大田区環境版ローカル SDGs】			【副次的に貢献する SDGs】 (サブゴール)		
13 気候変動に 具体的な対策を 一人ひとりが地球温暖化を" え、解決のための行動を起こ				11 taktions physic	12 768 RE 2003 RE			
	進捗管理指標B		基準年度		(目標年度)			
			平成 30 年度		令和6年度			
	① 省エネ行動に取り組む区民の割合		31. 3%		47. 3%			
	② 大田区の温室効果ガス排出量の削減		平成 28 年度		令和6年度			
2			3, 455 f t-CO₂		2,614 ft-CO ₂			
		(平成 25 年度実績値)		(令和4年度実績値)				
			平成 25 年度		令和6年	年度		
3	大田区役所の沿	温室効果ガス排出量の削減	25 220+ 00		26, 943t	c-CO ₂		

35, 220t-CO₂

(令和5年度実績値)

4 取組方針と施策

取組方針	施策
B-1	(1)区民の行動変容の促進
脱炭素ライフスタイルへの	(区民運動「おおたクールアクション」*)
転換	(2)事業者の行動変容の促進
	(おおたクールアクション推進連絡会*)
	(3)3R+Renewable*の推進(後掲)
B-2	(1)建築物の脱炭素化の促進
脱炭素まちづくりの推進	(2)移動手段の脱炭素化の促進
	(3)再生可能エネルギー*の導入拡大
B-3	(1)大田区役所エコオフィス推進プランの推進
区役所による率先行動	(2)公共施設の脱炭素化の促進
	(3) 庁有車から排出される温室効果ガスの削減

B-1 脱炭素ライフスタイルへの転換

地球温暖化を食い止め、気候変動の影響を最小限に抑えるためには、私たち一人ひとりが従来型の生活様式を見直し、二酸化炭素の排出を抑えた"脱炭素ライフスタイル"へ転換していく必要があります。

各主体が脱炭素ライフスタイルに転換する契機を創出するために、情報発信や普及啓発事業 を通じて気候変動の現状や影響などの課題を共有するとともに、具体的な実践行動を促進する ことで二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(1) 区民の行動変容の促進(区民運動「おおたクールアクション」*)

地球温暖化や気候変動の問題を"自分ごと"として捉え、区民一人ひとりが解決のための行動を実践する区民運動「おおたクールアクション」*を推進します。

区は、「おおたクールアクション*」を通じて、区民が脱炭素型のライフスタイルに転換していく契機を創出するために、地球温暖化や気候変動の現状、影響などの課題を共有するとともに、解決のための具体的な実践行動を発信することで、家庭から排出される二酸化炭素の削減を図ります。

事業イメージ

- ①大田区地球温暖化防止アンバサダーの任命 ②大田区地球温暖化防止講演会
- ③啓発用リーフレット等の作成 ④区HPやSNSを活用した情報発信 ⑤施設見学会 ⑥各種セミナー
- ⑦こども環境教室 ⑧エコレシピコンクール

(2) 事業者の行動変容の促進(おおたクールアクション推進連絡会*)

区内の団体や事業者と区で構成する「おおたクールアクション推進連絡会*」が中心となって 自らの取組を共有・発信することで「おおたクールアクション*」の機運を区内全体へ拡大しま す。また、事業から排出される二酸化炭素を削減するとともに、環境負荷の低減に向けた新たな ビジネスの創出を支援することで、脱炭素社会*への貢献を目指します。

事業イメージ

①おおたクールアクション推進連絡会*への活動支援 ②省エネ講習会への講師派遣

<u>(3)3R+Renewable*の推進(</u>後掲)

事業イメージ

※ 基本目標 E-1 (P.52)参照

B-2 脱炭素まちづくりの推進

脱炭素社会*を実現するためには、まちづくりの段階から温室効果ガスの排出を抑制すること を意識した取組が必要です。

新たに住宅やビル等を建築する際には、断熱性能の高い建物やエネルギー効率が優れた設備、 太陽光発電等の再生可能エネルギー*設備の導入誘導を図ります。また、既存の建築物について も、環境性能の向上に向けてリフォームや設備改修等を促進します。加えて、公共交通の利便性 を向上させるための施策の充実を図ることで、ハード面から脱炭素社会*の実現を目指します。

(1) 建築物の脱炭素化の促進

住宅やビルなどの断熱性の向上や高効率設備の導入を促進することで、ハード面からエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減を図ります。

併せて、再生可能エネルギー*設備の導入を促すことで、環境性能の高い ZEH*、ZEB*の普及を促進します。

事業イメージ

- ①温室効果ガス排出量の削減に向けた事業の検討・施策化 ②再生可能エネルギー*の導入協議
- ③住宅リフォーム助成 ④蒲田駅周辺のまちづくり ⑤大森駅周辺のまちづくり ⑥空港臨海部のまちづくり

(2) 移動手段の脱炭素化の促進

日常生活の中で移動に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減するために、自動車利用の 最小化に向けた取組を推進します。また、自動車を利用する際には、温室効果ガスの排出を抑え ることができる環境にやさしいモビリティの普及拡大策を検討します。

事業イメージ

- ①温室効果ガス排出量の削減に向けた事業の検討・施策化 ②水上輸送ネットワークの検討
- ③新空港線「蒲蒲線」の整備推進 ④コミュニティバスの利用促進 ⑤区内都市計画道路の整備
- ⑥自転車等駐車場の整備 ⑦自転車走行環境の整備 ⑧コミュニティサイクル事業

(3) 再生可能エネルギー*の導入拡大

区内のエネルギー消費量の削減を目的に、自家消費型の太陽光発電設備等の導入を促進します。また、環境にやさしい電力の調達や次世代エネルギーの普及を図ることで、エネルギーの環境性の向上を目指します。

事業イメージ

①温室効果ガス排出量の削減に向けた事業の検討・施策化

B-3 区役所による率先行動

区役所は、温暖化対策を推進する立場である一方で、自身が多くのエネルギーや資源を消費する大規模事業者です。区全体の二酸化炭素排出量を削減するためには、まずは区役所自らが率先して行動し、その成果を広く区民や事業者等と共有することで、取組を牽引していきます。

(1) 大田区役所エコオフィス推進プランの推進

大田区役所エコオフィス推進プランに基づき、省エネルギー対策、省資源対策を徹底することで、区役所の業務に起因するエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の削減を目指します。 また、大田区役所グリーン購入*ガイドラインに基づき、環境配慮製品の購入を推進します。

事業イメージ

- ①区有施設における省エネルギー対策の徹底 ②区有施設における廃棄物の削減と3R(プラ含む)の徹底
- ③温対法・省エネ法等の法令遵守と各種届出 ④グリーン購入*の推進 ⑤環境にやさしい電力調達の推進(電力調達方針) ⑥ペーパーレス化の推進(コピー用紙の削減) ⑦職員の行動変容の促進と取組の見える化
- ⑧給食残渣リサイクル

(2) 公共施設の脱炭素化の促進

公共施設の整備にあたっては、再生可能エネルギー*設備の導入を進めていくとともに、高効率設備の導入や高断熱化により、建築物の省エネルギー化を図ります。また、二酸化炭素吸収源の確保や森林の適正な整備へ貢献するため木材の利用を進め、区有施設の脱炭素化を推進します。

事業イメージ

①再生可能エネルギー*設備の導入拡大 ②区有施設への高効率設備の導入拡大 ③区有施設の高断熱化

(3) 庁有車から排出される温室効果ガスの削減

庁有車の使用に伴う温室効果ガス排出の削減を目的に、庁有車の環境性向上と台数の最小化に取り組みます。また、区役所が率先した意識改革と行動変容の見える化を図ることで、区全体の自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量の削減をけん引していきます。

事業イメージ

①2030 年乗用車 100%電動化※ ②自動車利用におけるカーシェアリングの活用検討

※代替車両がない場合を除く

蒲田清掃事務所は大田区役所初の「ZEB Ready」の建築物

蒲田清掃事務所の概要

旧蒲田清掃事務所(蒲田 5-44-12)の老朽化に伴い、持続的・効率的な清掃事業の新拠点として多摩川清掃工場敷地内に新庁舎(下丸子 2-33-5)を建設し、令和3年2月に移転しました。

新庁舎は高効率の省エネ機器や再生可能エネルギー*設備の導入により、エネルギー消費量 62% 削減を実現した環境に配慮した建築物です。



蒲田清掃事務所 (新庁舎)

< 蒲田清掃事務所の環境配慮ポイント >

- 外壁ルーバーによる日射抑制と自然通風の両立
- 全室 LED の検知制御
- ・ 再生可能エネルギー100%の電力を使用

設計一次エネルギー消費量 62% 削減

- ▶ 「ZEB Ready」に該当!!
- ▶ BELS 評価で【☆☆☆☆】(最高評価)を 取得!!

BELS (ベルス) とは

BELS (Building Housing Energy efficiency Labeling System = 建築物省エネルギー性能表示制度)とは、平成26年に(一社)住宅性能評価・表示協会により開始された、建築物の省エネルギー性能の表示制度のことで、省エネ性能が良いほど星の数が増えていきます。

BELS の評価基準(非住宅用 用途1)※1

☆数	非住宅 用途 1 (事務所等、学校 等、工場等)
***	0. 6
***	0. 7
☆☆☆ 誘導基準	0.8
☆☆ 省エネ基準	1. 0
☆ 既存建築物の省エネ基準	1. 1



蒲田清掃事務所の BELS プレート

ZEB (ゼブ) とは

ZEB(「Net Zero Energy Building」の略称)とは、省エネ化や再エネの導入などによって建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことで、性能に応じて4段階の定義があります。

ZEB の定義 ※2

ZEB (ゼブ)	省エネ+創エネで年間の一次 エネルギー消費量を 0%以下 まで削減
Nearly ZEB (ニアリーゼブ)	省エネ+創エネで年間の一次 エネルギー消費量を 25%以 下まで削減
ZEB Ready (ゼブレディ)	省エネで 50%以下まで削減
ZEB Oriented (ゼブオリエンテッド)	延べ床面積が 10,000 ㎡以上 の建物で、省エネ+更なる省 エネで 60%または 70%以下 ※2 に削減した建物

^{※1} 建物の用途(事務所や学校、ホテル、病院、飲食店等)によって基準が異なる

^{※2 「}ゼブ・ポータル(環境省HP): 評価・認証・表示制度」の資料を基に加工

基本目標C 自然共生社会の構築

現状と課題、今後の方向性

大田区には、多摩川や東京湾沿いの干潟などの貴重な自然のほか、区民と自然が触れ合う憩いの場である多摩川台公園や田園調布せせらぎ公園、歴史的・文化的資産としての洗足池や旧六郷用水など、多様な自然が残されています。河岸や干潟などではシギ・チドリ類やカモ類の飛来が見られ、鳥類にとって重要な生息空間となっているほか、洗足池や小池などでは希少な動植物が確認されています。

一方で、区内の緑の多さの満足度はまだ十分とは言えず、今後も地域全体で緑を増やし保全する取組に加え、今ある緑を更新、活用していく「質」に対する取組を推進する必要があります。また、区内全域で「特定外来生物*による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の特定外来生物*に指定されている種が確認されるなど、対策や取組の強化が求められています。

私たちの生活は、大田区の自然環境から多くの恵みを享受しながら成り立っています。自然がもたらす恩恵は、生物の生息空間を守るだけではなく、地域の美観や魅力を高め、潤いと安らぎをもたらします。また、緑は地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源となるほか、夏の猛暑を和らげる役割などもあります。このような大田区の貴重な自然環境を次世代に引き継いでいくために、区民・事業者・区が連携し、地域コミュニティの醸成を図りながら自然共生社会の構築を目指します。

1 大田区生物多様性地域戦略としての位置付け

本節は、「生物多様性基本法」第 13 条に基づき、大田区における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区生物多様性地域戦略」(以下「本地域戦略」という。)として位置付けます。

なお、本地域戦略のうち、緑地の保全及び緑化の推進に関する方策については、「大田区緑の 基本計画 (グリーンプランおおた)」と連携した取組を進めるものとします。

(1) 本地域戦略の基本的事項

① 目的

本地域戦略は、緑地の保全や緑化の推進、緑のまちづくりに加えて、生物多様性*の保全・ 再生に関する取組を計画的に推進することによって、大田区における自然共生社会を構築す ることを目的とします。

② 期間

本地域戦略の期間は、令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までの3年間です。

③ 対象

本地域戦略の対象範囲は、大田区全域とします。

2 大田区における生き物の生育・生息空間の状況

大田区では定期的に水生生物調査や、区内 5 か所に設置した自然観察路に沿った自然環境調査を行い、区内の生態系や動植物の生息環境を把握しています。

(1) 水生生物調査(平成31年度)

区内全域の水辺環境(多摩川(4か所)、呑川(2か所)、内川、洗足池、運河海域(3か所)) を広く調査し、絶滅危惧種や外来種の把握を行っています。

[① 魚類·底生生物調査結果]

「魚類」8目14科34種

<確認箇所が多い魚類>

ボラ、ウグイ属、マハゼ

<重要種>

ニホンウナギ、ミナミメダカ、トビハゼ、アシシロハゼ、アベハゼ、マゴチハゼ、ヌマ チチブ、チチブ、ビリンゴ

「底生生物」25 目 43 科 56 種

<確認箇所が多い底生生物>

ミズクラゲ、カワゴカイ属、タカノケフサイソガニ

<重要種>

ヤマトシジミ、テナガエビ、ユビナガスジエビ、シラタエビ、クロベンケイガニ、モクズガニ、アシハラガニ、チゴガニ、コメツキガニ、ヤマトオサガニ、ハグロトンボ

[② 鳥類調査結果]

[鳥類] 14 目 34 科 71 種

<確認箇所が多い鳥類>

カワウ、ユリカモメ、ムクドリ

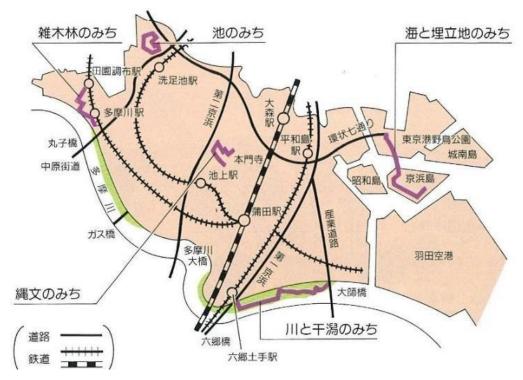
<重要種>

スズガモ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、ササゴイ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、ヒクイナ、バン、オオバン、ムナグロ、コチドリ、セイタカシギ、タシギ、チュウシャクシギ、アオアシシギ、キアシシギ、イソシギ、キョウジョシギ、コアジサシ、ミサゴ、トビ、ツミ、ノスリ、カワセミ、チョウゲンボウ、モズ、ヒバリ、オオヨシキリ、イソヒヨドリ、オオジュリン

※重要種は「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「環境省レッド リスト」及び「レッドデータブック東京」を踏まえて選定しています。

(2) 自然環境調査

大田区では自然観察路を5か所設置し、生育・生息空間の把握のために、自然環境調査を行っています。



大田区の自然観察路

①「雑木林のみち」 ~田園調布周辺、崖線と湧水~ ※平成28年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(昆) ミンミンゼミ、アブラゼミ、アオスジアゲハ、ヒカゲチョウ、コシアキトンボ、クロスジギンヤンマ、シオカラトンボ、アオオサムシ、ナナホシテントウ (爬)ニホンヤモリ、クサガメ、ミシシッピアカガメ (鳥)メジロ、ヒヨドリ、キジバト、アオゲラ、コゲラ、ツミ、カルガモ、マガモ、カワセミ、ツグミ 等

②「縄文のみち」 ~池上本門寺周辺~ ※平成26年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(樹) スダジイ、クロマツ、カシ類、ケヤキ、コナラ、イヌシデ、エノキ、クスノキ (昆) ヒメジャノメ、アオドウガネ、ツヅレサセコオロギ、ミンミンゼミ、カブトムシ、ヨコヅナサシガメ (鳥) シジュウカラ、キジバト、ムクドリ、メジロ、コゲラ、シロハラ 等

③「川と干潟のみち」 ~多摩川下流域~ ※平成30年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況】>

(植) アシ、オニグルミ、ウラギク、ヒルガオ、クコ、ギシギシ (鳥) オオヨシキリ、タシギ、ハクセキレイ、ツグミ、カワラヒワ、ツツドリ、トビ、ノスリ、イソシギ、コアジサシ、ユリカモメ、オオバン、セイタカシギ、カワウ、カンムリカイツブリ、コガモ、オナガガモ (他) ベンケイガニ、クロベンケイガニ、トビハゼ、フナムシ、コメツキガニ、ケフサイソガニ、ゴカイ 等

④「池のみち」 ~洗足池、小池周辺~ ※平成29年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(植) ソメイヨシノ、オニグルミ、コナラ、クロマツ、メタセコイア、ハンノキ、ガマ、ヒイラギモクセイ、ヨシ、アオダモ、コウゾ (鳥) コゲラ、シジュウカラ、ツミ、メジロ、カワセミ、カイツブリ、コサギ、アオサギ、カワウ、カルガモ、マガモ、オナガガモ、ユリカモメ、キンクロハジロ、バン、オオバン、(昆) 大シオカラトンボ、コシアキトンボ、コノシメトンボ、等

⑤「海と埋立地のみち」 ~大田区の臨海部~ ※平成27年度調査実施

<生き物の生育・生息空間の状況>

(植) クスノキ、マテバシイ、クロマツ、オオイヌノフグリ、キョウチクトウ、ハマオモト、ツワブキ (昆) チョウトンボ、リュウキュウツヤハナムグリ、ナナフシモドキ、アオマツムシ、キマワリ (鳥) ハヤブサ、モズ、シジュウカラ、イソシギ、ササゴイ、キジバト、コアジサシ、コガモ

※ 生き物の名称に記載された記号の意味は以下の通り (植):植物 (鳥):鳥類 (昆):昆虫類 (爬):爬虫類

3 生物多様性*における大田区の目指す姿と取組の方向性

大田区に残っている豊かな緑や水辺環境の保全に取り組むとともに、緑の拡充や水辺環境の 整備を進め、多種多様な生物が生息・生育できる自然共生社会を目指します。

そのためには、区内の生物や植物の生息環境について継続的に調査を行い、状況の変化や実態把握に努めます。その上で、多種多様な生物の生活空間として不可欠な水と緑のネットワークの構築に向けて、緑の量や質、規模、適正な配置に取り組むとともに、水辺環境を整備し、水と緑に囲まれたまちづくりを進めます。

また、区民、団体、事業者など、多様な主体の参画を促すため、情報発信や自然と触れ合う機会を提供し、生物多様性*の保全・再生に向けた普及啓発に取り組みます。

4 進捗管理指標 <基本目標Cと SDGs の関係>

【メインゴール】 【大		【大田区環境版ロー	-カル SDGs】	【副次的に貢献する SDGs】 (サブゴール)
15 階の豊かさも サステント 大田区の貴重な自然と生き物 共生社会を目指そう。			勿を未来に残し、自然	6 ## dance 11 dans 11 dans 12 dans 13 kashir 14 kashir 14 kashir 14 kashir 15 dans 16 da
	進打	步管理指標 C	基準年度	(目標年度)
	① 「緑の多さ」に満足している区民の割合		平成 30 年度	令和6年度
(1)			58. 6%	65.0%
	② 公共施設緑化実績		令和2年度	令和6年度
2			25, 954 m²	31, 154 m² (累計値)
			令和3年度	令和6年度
3	③ 区民1人当たりの公園の標準面積		4. 16 m²	4. 17 m ² (累計値)
	④ 自然環境調査に参加する区民の数		平成 27 年度	令和6年度
4			276 人	400 人
			平成 27 年度	令和6年度
5	自然観察会の参	·加者数(応募者数)	55人(155人)	150 人(300 人)

5 取組方針と施策

施策	取組方針
C-1	(1)緑の普及啓発
まちを彩り心を潤す緑事業	(2)緑の育成・保護
C-2	(1)緑の基盤づくり
水と緑のネットワークの構築	(2)水の環境軸の形成
C-3	(1)生物多様性*の理解促進
生物多様性*の保全・再生	(2)自然·生物調査
	(3)特定外来生物*の防除
	(4)生き物の生育・生息空間づくり

C-1 まちを彩り心を潤す緑事業

大田区において生物多様性*の確保を図るためには、都市における緑の量の確保、適正な配置、質の向上に向けて、地域と連携しながら緑づくりを推進し、区全体の緑の保全に取り組んでいく必要があります。

区は、一人ひとりが緑を育み、守るための行動の原動力となる環境保全意識を醸成するために、区民や地域が主体的に緑づくりに参加できる機会を提供します。また、緑の保全に向けて必要な支援を行います。

(1)緑の普及啓発

まちの個性を地域住民と連携して「まちの緑」で表現するとともに、まちなかに残された貴重な緑を保護することで、大田区の緑化に対する区民意識の向上へと繋げます。また、幅広い世代を対象として、パネル展示やイベント等を行うことで、環境保全への意識啓発に取り組みます。

事業イメージ

- ①18 色の緑づくり ②まちの緑の図 ③緑の講演会 ④緑のカーテン*講習会 ⑤緑化普及講座
- ⑥おおた住まいづくりフェアへの出展 ⑦おおたの名木選 ⑧「森ケ崎緑華園」の活用

(2) 緑の育成・保護

まちなかに残された貴重な緑や、地域の景観的なシンボルとなっている樹木、区有地・民有地 内の樹木・樹林等に対して、保全区域等の指定や助成などの制度を活用し、区内の貴重な緑の保 護に努めます。

事業イメージ

- ①生垣造成助成 ②植栽帯造成助成 ③屋上・壁面緑化助成 ④樹木・樹林の保護(保護樹木等)
- ⑤特別緑地保全地区維持管理助成 ⑥区民緑地 ⑦民有緑地の保全(特別緑地保全地区指定)
- ⑧農地の保全(生産緑地地区の指定) ⑨桜の名所の保全・再生

C-2 水と緑のネットワークの構築

大田区の豊かな水辺の自然や緑を一体として捉え、双方の質の向上を図ることで、水と緑に 囲まれた潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。また、水と緑のネットワークを構築する ことは、多くの生き物の生息空間を守るとともに、生態的ポテンシャル*を高めることにつなが ります。

「大田区緑の基本計画(グリーンプランおおた)」と連携し、地域ごとの特色を生かし、水辺環境の保全・再生や緑の確保等を図り、大田区における水と緑のネットワークの構築を目指します。

(1) 緑の基盤づくり

学校施設をはじめとして、公共施設の緑化や道路空間の積極的な緑の保全・創出に取り組むとともに、区内のみどりの総合的な機能拡充を図るため、空港臨海部地域や内陸部でのみどりの拠点となる公園・緑地の整備を推進します。また、呑川緑道、桜のプロムナード*の散策路を整備し、水と緑のネットワーク形成を推進します。

事業イメージ

- ①公共施設の緑化推進(学校緑化等) ②羽田空港跡地第1ゾーン整備方針に基づく土地利用の推進
- ③呑川緑道の整備 ④桜のプロムナード*の整備 ⑤拠点公園の整備、地域に根ざした公園の整備

(2) 水の環境軸の形成

河川や池沼、臨海部の海辺などに残された貴重で多様な水辺環境を保全するとともに、新たな緑づくりの中で水辺環境の保全・再生に取り組みます。

事業イメージ

①公共溝渠*の整備 ②海辺の散策路の整備 ③大森ふるさとの浜辺公園人工干潟の管理

C-3 生物多様性*の保全・再生

私たちの生活や経済の基盤は、生物多様性*といわれる生態系の上で成り立っていますが、現在、その生物多様性*が危機的状況であることを広く社会に浸透させる必要があります。生物多様性*の保全・再生に向けて、多様な生き物が生息できる環境づくりについて啓発を行い、生物多様性*に関する理解促進を図ります。また、野生生物の調査により実態把握や特定外来生物*の防除に努め、生き物の生息環境の量や質の向上に取り組みます。

(1) 生物多様性*の理解促進

生物多様性*の理解促進を図るには、多種多様な生き物やそれらが生息できる環境を観察し、 実態を把握することが必要です。区民が参加する観察会などに取り組み、環境保全の大切さを 啓発します。

事業イメージ

①自然観察会 ②自然観察路整備

(2) 自然・生物調査

区内の自然環境や動植物などの実態や変化を把握し、多様な生き物が息づく緑のまちづくりに活かしていきます。加えて、絶滅のおそれのある野生生物の調査のため、生物生息調査を行い、区内の絶滅危惧種の把握に努め保護につなげます。

事業イメージ

①水生生物等調査 ②区民参加型の自然環境調査

(3) 特定外来生物*の防除

国や東京都との連携により特定外来生物*の防除・駆除を進め、生態系への被害防止に努めます。

事業イメージ

①ハクビシン、アライグマの捕獲 ②注意喚起ポスターの掲出

(4) 生き物の生育・生息空間づくり

生き物が生育・生息できる空間を確保するため、みどりの拠点や環境軸及び水の環境軸の一部や区管理の公園において、必要に応じて国や東京都との連携を図りながら、生物多様性*に配慮した緑地管理を実施します。また、区が管理する公園や施設等の一部を開放するなどして、区民等が主体的に取り組めるビオトープ*づくりや、アオスジアゲハをシンボルとしたバタフライガーデンなど、環境整備や環境学習等の取組を進めます。

事業イメージ

①コアジサシ保護活動 ②水辺の楽校

レッドリスト 〜絶滅のおそれのある野生生物〜

レッドリストとは

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストであり、国際的には国際自然保護連合 (IUCN) が作成しています。国内では、環境省が令和2年3月に「環境省レッドリスト 2020」を公表したほか、地方公共団体やNGOなどが独自にレッドリストを作成している場合もあります。

< 環境省レッドリストのカテゴリー >

絶滅 (EX)	我が国では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧 I A類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧 I B類 (EN)	I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性 が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧(NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては 「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個 体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

<大田区で確認されている「環境省レッドリスト 2020」に掲載されている動植物の例>



コアジサシ (絶滅危惧Ⅱ類)



ハヤブサ (絶滅危惧Ⅱ類)



トビハゼ (準絶滅危惧)



セイタカシギ (絶滅危惧Ⅱ類)



ウラギク (準絶滅危惧)

基本目標 D 快適で安全な暮らしの実現

現状と課題、今後の方向性

区内外に誇れる美しいおおたのまちを創造し、良好な生活環境を確保していくためには、景観・美観に配慮した取組の推進のほか、路上喫煙対策や、地域と連携した美化活動をより一層、推進していく必要があります。

生活・都市環境の現状としては、各種規制法令が整備されたものの、騒音、振動、悪臭等に関する相談は年間で300件程度寄せられており、東京国際空港(羽田空港)の新飛行経路の運用に伴う影響や、幹線道路などから発生する騒音や振動などへの対応が求められています。また、水質汚濁の問題として、区内を流れる呑川では降雨により発生する下水越流により、悪臭、白濁、スカムの発生や魚の浮上などが確認されることがあります。

このような諸課題に対して、区は、継続的な調査を実施することで実態を把握し、国や東京都と必要に応じて連携しながら適正な対策を講じるとともに、地域の美観や景観への対応を図り、美しい都市環境を維持することで、安心で快適な生活環境の確保に努めます。

1 進捗管理指標 <基本目標Dと SDGs の関係>

【メインゴール】		【大田区環境版ロー	【大田区環境版ローカル SDGs】		
	11 住み続けられる まちづくりを 日	安心で快適という魅力をそな ちを目指そう。	よえ、住み続けたいま	3 BUSTONIC BESTONIC 12 OCURE DO SURE DE SUR CONTROL	
	進打	步管理指標 D	基準年度	(目標年度)	
			令和2年度	令和6年度	
1	喫煙に関する苦 	行情・相談件数	385 件	347 件	
	区と連携して地	也域美化活動を実施した自治	令和2年度	令和6年度	
2	会・町会数		169 団体	180 団体	
	3 一般局における光化学オキシダント*濃度 の年平均値		令和2年度	令和6年度	
(3)			0.030ppm	0.030ppm	
	学の大学図立の	· 四	令和2年度	令和6年度	
4	坦始父理擁有())環境基準達成率	83.8%	100%	
			令和2年度	令和6年度	
5	呑川(山野橋・	呑川(山野橋・底層)の溶存酸素量		2. 0mg/L	

2 取組方針と施策

取組方針	施策
D — 1	(1)歩きたばこ・路上喫煙対策
美しい都市環境の創造	(2)地域美化活動の推進
	(3)景観計画の推進
D-2	(1)騒音・振動調査
環境保全対策	(2) 大気環境の保全対策
	(3) 水環境の保全対策

D-1 美しい都市環境の創造

羽田空港を有する大田区は、日本の玄関口として、区民だけでなく、来訪者に対しても大田区の魅力を感じてもらえるまちづくりを進めていくことが重要です。

区は、「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」に基づき、路上喫煙対策を着実に推進し、美しいまちづくりを進めるとともに、健康面への影響の軽減に努めます。

また、大田区の自然、歴史、生活文化あふれる豊かで多様な景観づくりを通じて、地域への愛着と美化意識の醸成を図り、清潔で魅力的な美しい都市環境の実現を目指します。

(1)歩きたばこ・路上喫煙対策

喫煙する人としない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的 として、喫煙マナーの周知徹底に努めるとともに、分煙環境の整備等総合的な施策を推進しま す。

事業イメージ

- ①公衆喫煙所整備及び運用 ②喫煙マナー向上のための啓発・指導 ③巡回喫煙マナー啓発・指導業務
- ④喫煙マナー啓発用ポスター及びステッカーの掲示及び配付、小型横断幕の掲出

(2) 地域美化活動の推進

区民等、事業者及び団体の相互協力による、美化活動を支援し、地域の美化を推進します。

事業イメージ

- ①地域美化活動の支援(支援用品の支給) ②地域力を活かした美化アクション活動 ③ふれあいパーク活動
- ④おおた花街道

(3) 景観計画の推進

各地域の特性に応じた自然や多様な歴史資源、生活文化をまちづくりに活かすため、「大田区 景観条例」や「大田区景観計画」に基づき、個性と魅力あふれる良好な景観形成を誘導します。

事業イメージ

①景観条例に基づく行為の事前協議 ②景観計画の推進(景観まちづくり賞等)

D-2 環境保全対策

環境問題は、地球温暖化のような地球規模の問題と、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動など、 地域規模の問題に分けられます。国道など自動車交通量の多い主要な道路から発生する二酸化 窒素等による大気汚染に加え、鉄道や羽田空港による騒音や振動などへの対策を図ることで、 大田区の美しい都市環境を維持するとともに、さらなる改善を目指していきます。

また、呑川の水質汚濁の改善などの環境保全対策にも着実に取組む必要があります。そのためには、東京都や河川流域自治体と連携するとともに、事業者に対する指導を強化することで、 大田区の良好な生活環境の確保に向けた取組を推進します。

(1) 騒音・振動調査

自動車や鉄道、航空機からの騒音や振動の調査を実施することで、実態把握を行います。その結果を元に関係機関へ対策を要望することで、快適な暮らしの実現につなげます。

事業イメージ

- ①幹線道路面的評価監視に係る調査 ②要請限度調査 ③鉄道騒音・振動調査(新幹線・在来線)
- ④航空機騒音の把握

(2) 大気環境の保全対策

区内の大気汚染の状況を把握するため、住宅地や主要な道路沿線に測定局を設置し、常時測定を行います。光化学オキシダント*濃度が高くなった場合には、光化学スモッグ*に関する情報提供を行い、注意喚起を促します。

事業イメージ

①大気汚染常時監視測定

(3) 水環境の保全対策

東京都や河川流域自治体と連携して、合流式下水道の改善、浄化施設などの総合的な水質浄化対策やユスリカ対策などを実施していきます。

また、透水性舗装*や雨水貯留槽*、屋上緑化の整備などにより、下水道へ流入する雨水の量と 河川へ越流する下水の量を削減するとともに、地下水や湧き水のかん養に努めます。

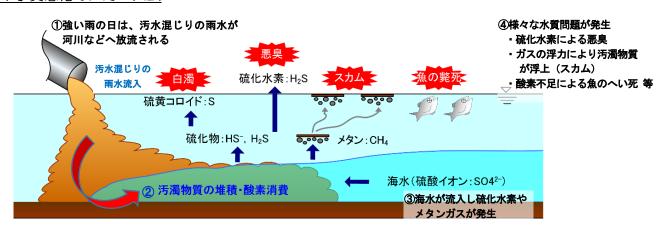
さらに、下水道からの越流水*そのものの汚濁を減らすため、区道の路面や雨水ますの清掃などを実施するほか、河川の実態や水質浄化対策の効果を把握するため、定期水質調査や河川パトロールを実施します。

- ① 香川水質・底質定期調査及び水質連続測定等の調査 ②水質浄化対策の検討・研究
- ③水質浄化対策の実施 ④透水性舗装 ⑤道路浸透ますの設置 ⑥雨水浸透ます*・雨水貯留槽*の設置補助事業

呑川の水質改善の取組

香川は、白濁化やスカム及び悪臭の発生など様々な問題が発生していることから、「香川水質浄化対策研究会」(東京都・目黒区・世田谷区・大田区)を設置し、水質改善に向けた検討を行い、具体的な施策を推進しています。短期的・中期的な対策として、高濃度酸素水浄化施設、河床整正工事、スカム発生抑制装置などの多角的な河川対策に取り組んでおり、長期的な対策として、合流改善貯留施設による下水道対策に取り組んでいます。

◆水質悪化のメカニズム



◆主な水質改善の取組

〇高濃度酸素水浄化施設

川底付近の酸素不足を解消するため、香川の水を利用して、酸素濃度の高い水を生成し川底に送水しています。



〇スカム発生抑制装置

水中の酸素不足を解消しスカムの発生を抑制するために、 酸素濃度の高い表層の水を川 底に送っています。



〇河床整正工事

川底の凹凸形状を解消し、 汚濁物質が堆積しにくい河床 形状にするため、川底の掘削 を行っています。



〇合流式下水道の改善(合流改善貯留施設)

合流式下水道の改善として貯留施設の整備を進めています。晴れの日と弱い雨の日は、下水道管に流れる汚水と雨水は水再生センターに運ばれますが、強い雨の日には、市街地を浸水から守るため、汚水混じりの雨水が公共用水域である河川などへ放流されます。このため、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設を整備することで、雨天時に合流式下水道から河川や海などへ放流される汚濁負荷量を削減します。

貯留施設の整備イメージ



基本目標 Ε 循環型社会の構築

現状と課題、今後の方向性

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置付け、その 循環的な利用を促進するとともに、廃棄物等の処理の優先順位を、発生抑制、再使用、再生利用、 熱回収、適正処分とするなど、持続可能な社会の実現を目指しています。また、平成30年に策 定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、新たな数値目標と、概ね令和7年までに 国が講ずべき施策が示されています。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛、テレワークの実施などワーク・ライフスタイルの大幅な変容に伴い、区収集ごみ量の増加やごみ組成の変化への対応が必要となっています。さらに、食品ロス*の削減、プラスチックごみの適正処理などの新たな課題への対応が迫られており、循環型社会のさらなる推進が強く求められています。

区は、令和2年度改定の「大田区一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」という基本理念の下、令和7年度の区民1人1日あたりの区収集ごみ量の目標値である471gを目指し、3Rと適正処理を推進するとともに、ごみ焼却による温室効果ガス排出量と埋立処分量の削減に努めます。

そのためには、区民、事業者に対して、発生抑制や再使用を優先し、資源を無駄なく循環利用 する新たなライフスタイルの定着に向けた、継続的かつ効果的な情報発信が必要です。

また、廃棄物や資源を適切に処理するには、中間処理施設を管理・運営する東京二十三区清掃一部事務組合や関係事業者との連携・協力が不可欠です。そのため、各清掃事務所や大田区環境公社などの関係部署との調整を着実に行い、適正処理を確保することで循環型社会の構築を図っていきます。特に、プラスチックの削減は、食品ロス*の削減と並んで重点施策と位置付け、環境負荷等に対する評価とコスト分析を踏まえ、具体的な実施方法を検討していきます。

_1 進捗管理指標 <基本目標Eと SDGs の関係>

【メインゴール】		【大田区環境版口一	【副次的に貢献する SDGs】 (サブゴール)		
1	2 つぐる責任 つかう責任	区民1人1日あたりのごみの 53 (ごみ)g減量しよう。 そのために、日頃からごみの 推進に向けてできることから)減量やリサイクルの	13 хмхаг. 14 алагая Торона 14 алагая	
	進打	步管理指標 E	基準年度	(目標年度)	
			平成 30 年度	令和6年度	
1	① 区民1人1日当たりのごみと資源の総量		660 g / 人日	612g/人日	
			平成 30 年度	令和6年度	
2	区氏1人1日音	当たりの区収集ごみ量	512g/人日	475g/人日	

2 取組方針と施策

取組方針	施策
E-1	(1) ごみ減量・3R推進のPRの充実
3 R+Renewable*の推進	(2)リサイクル活動等の推進
	(3) 廃プラスチックに関する取組
	(4)食品ロス*の削減
	(5) 資源循環学習教室等の実施
E-2	(1) 有用金属の再資源化
さらなるごみの適正処理推	(2)徹底した分別によるリサイクルの推進
進	(3) 事業者に対する指導強化

E-1 3 R + Renewable*の推進

循環型社会を実現するためには、事業者を含め区民一人ひとりが発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse) (以下、2Rという。)を心がけ、可能な限りごみを排出しない生活様式への転換を図ることが重要です。

2 Rを行ってもなお、排出される不要物については、可能な限り再生利用 (Recycle) に向けた排出を促し、環境負荷の低減に努めます。

さらに、再生可能な資源の利用(Renewable*)を通じて、区民や事業者の意識改革と行動変容を促進し、地球温暖化や海洋汚染につながる廃プラスチックや食品ロス*の抑制に取り組んでいきます。

(1)ごみ減量・3R推進のPRの充実

区民や事業者に対して3Rの行動を定着させるために、様々なツールを活用し広く周知を行います。

事業イメージ

- ①「大田区清掃とリサイクル」 ②「みんなでごみを減らそうよ」 ③「清掃だより」
- ④「資源とごみの出し方・分け方」 ⑤大田区ごみ分別アプリ ⑥大田区清掃・リサイクル協議会との連携

(2) リサイクル活動等の推進

リサイクル活動グループへの支援を継続するとともに、回収量拡大に向けた対応に取り組みます。

事業イメージ

①資源持ち去り防止パトロール ②持ち去り防止シール ③集団回収

(3) 廃プラスチックに関する取組

現在、プラスチックはサーマルリサイクル*(熱回収)により処理されていますが、焼却に伴い温室効果ガスが発生します。地球温暖化防止及び脱炭素社会*を目指すために、プラスチックの再生利用(Recycle)の一層の推進が必要です。

プラスチックをできるだけ使わない新しいライフスタイルへの転換や、プラスチックごみ削減に向けて、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの効果的な資源回収に取り組みます。

事業イメージ

- ①プラスチックごみの削減に向けた普及啓発 ②地域美化アクション(再掲)
- ③廃プラスチックに関する取組の検討・施策化

(4)_食品ロス*の削減

食品ロス*は日本全体で年間 600 万 t 以上(平成 30 年度推計値)にも及び、排出元となる家庭、事業者双方が削減に向けて取組を強化することが不可欠です。

区は食品関連事業者や関係団体と連携し、適正量の購入や賞味期限、消費期限の近い食品から消費することを心がける、といった社会全体の消費行動の転換を促進し、食品ロス*の削減を図っていきます。

事業イメージ

- ①フードドライブ ②食品ロス*出前授業 ③大田区食べきり応援団* ④地産地消型未利用食品マッチング
- ⑤食品ロス*削減実践講座

(5) 資源循環学習教室等の実施

幅広い世代に対して、ごみの正しい排出方法やリサイクルの重要性、新たな環境課題や対策 のための具体的な解決行動などについて理解を深めるための学習機会を提供します。

事業イメージ

①小学校、児童館・保育園における資源循環学習教室 ②自治会町会への出前講座

E-2 さらなるごみの適正処理推進

やむを得ず排出された不燃ごみや粗大ごみに含まれる資源物の有効活用を図ります。また、 事業者に対しては自己処理責任の徹底を促すとともに、正しい分別・排出を指導し、ごみの減量 と適正処理につなげます。

(1) 有用金属の再資源化

使用済小型電子機器類や、不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属系有価物の資源化など、ごみを 資源に変える取組をさらに推進します。

事業イメージ

①粗大ごみ及び不燃ごみに含まれる有価物の再資源化

(2) 徹底した分別によるリサイクルの推進

さらなるリサイクルの推進に向けて、対象品目や回収手法について検討を進めていきます。

事業イメージ

① (新) 古着の行政回収 ②新たな再資源化手法の検討

(3) 事業者に対する指導強化

延べ床面積 3,000 ㎡以上の建築物を建設する事業者に対して、条例に基づき廃棄物等保管場所の設置を求めます。また、事業用建築物については、立入指導により廃棄物の減量と適正処理に向けた助言などを行います。

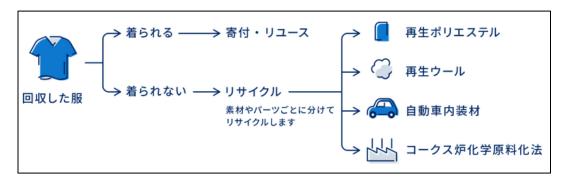
- ①区民・事業者への排出ルールの周知 ②事業者への事業用大規模建築物における再利用計画書の提出
- ③事業者への廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所事前届出

古着の行政回収(古着のリユース・リサイクル)

古着は、民間のリサイクルショップやインターネット上でリユース品として広く流通しているほか、 開繊 (繊維を動ける状態にすること)、反毛 (無数の針でひっかくことで綿状に戻すこと) の処理を経て フェルト化することで、リサイクルすることができます。

このように、リユースやリサイクルが比較的容易な古着ですが、環境省の令和2年12月から令和3年3月に実施された調査によると、家庭から出される衣料の66%がごみとして廃棄されています(※)。

店舗回収された服のリユース・リサイクル例 ※



大田区の取組

大田区では、古着の行政回収モデル事業を令和元年度から開始しています。

当初は4会場で2か月に1回程度の実施でスタートし、令和2年度に月1回の実施にしたところ回収量は 10 倍になりました。令和3年度はさらに会場を 10 会場に増やし、回収量の伸長を見込むとともに、事業の区民への定着を図っています。

回収した古着はリユース(再使用)することを前提としており、集められた古着は海外に輸出しています(韓国、マレーシア等での選別作業を経て、アジア、アフリカ諸国に輸出されます)。また、リユースに不向きなものやタオル類は加工して工業用雑巾(ウエス)やフェルトの材料となっています。

衣服は、製造・販売・廃棄の各過程で CO2を排出するとともに、製造時に大量 の水を消費するなど、地球に対して大きな 環境負荷を与えています。

一方で、衣服はわたしたちの生活に欠かせないものであり、くらしを豊かにしてくれるものです。ファッションを楽しむ場面においても持続可能性を意識し、日々の生活の中で行動していただくことが重要です。





大田区の古着の行政回収会場と回収された衣類

※(出典)「サステナブルファッション(環境省HP)」